

一めしの喰様以下仕付方權之丞にならばせ可申候、

一手習油斷有まじく候、文面到來見届候、

一よみ物之事、論語相濟候由、左候は、大學にても三略にても讀せ候様に、吉祥院へ可申候、法印煩候時は、等叔可然候、五郎太夫玄春も苦間敷候、法印相談可有候、

一法印に祈念祈禱の事共習候儀心あしく候、成人の後佛法を聞候て、禪をさとり生死を分別すべきは、武士の肝要に候、身のあやまちをのがるべきとて、自身にじゆずをすり、神佛に宿願くみて、山伏の様に成候は、散々の事にて候、

一論語、我等の赤表紙の本にて讀候由、本損不申候様可仕候、孟子も寫置候、大學中庸は道春より今度寫置候間、下し申候、七書は前々より之赤表紙にて可然候、

一磐上之あそび堅無用に候、其外はいか様にもぬし次第あそばせ、心のち、けぬ様可仕候、

此外忠之の幼少より、様々心を用ひ給ふ教訓をも、あけて計ふべからず、事多かればもらしつ、
〔武功雜記〕一大久保玄蕃頭へ石川主殿頭見廻被申候、刻主殿頭へ兼々御異見申度三ヶ條有之候、トテ、内室並息四郎左衛門ヲ呼デ、某今主殿頭殿へ三箇條ノ異見ヲ申ベシ、老耄タル事ヲ申サバ、申キカセヨトテ云ヒ出サル、ハ、先一ヶ條ハ、家來ヲ不便ニ被存事、イカヤウニモ親切ナルベシ、タトヘバ家來ノタメニハ股ノ肉ヲモサキ、又ハ命ヲモトラセラル、ホドニ御心得アリテ、若下ヨリ上ヲ蔑ニシ、法ヲ犯シタル事アラバ、暫モユルサズ、手打ニモイタサルベシ、第二ヶ條ニハ、君ノ事ヲ大切ニ被存事、肝要ナリ、其段ハ同名相模守、御同名主殿様、彈正様、貴様ニ到テノ御厚恩ヲ存ラルベシ、タトヘバ君ト親トヨリ糞草鞋ヲ以テ、糞土ノ内へフミコマレタリトモ、子チカヘリテモ、ミヌモノニテ候、君ノ子ンゴロナル時ヨクツトメ、君ノ疎時、忽ニ臣トシテ述懐ノ心生ズルハ、犬馬ト同犬馬ハ愛スレバナツキ、愛衰フレバソノマ、ナツカズ、人トシテハ一度恩ヲ受テハ、